

令和5年度

潜在保育士の復職を支援する貸付制度

潜在保育士就職準備金 未就学児保育料一部

—募集要項—

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

「潜在保育士就職準備金貸付制度」とは

保育士の資格をもつ方の保育所等への就職を支援する制度です。

就職に必要な経費を40万円を上限に貸付けます。

保育士として2年間業務に従事すると、貸付金は全額返還が免除されます。

「未就学児保育料一部貸付制度」とは

子育て中の保育士の就労を支援する制度です。

産休・育休から復職した保育士、または新たに保育所等に勤務した保育士のお子さんの保育料の半額を1年間貸付けます。

保育士として2年間業務に従事すると、貸付金は全額返還が免除されます。

【目次】

保育所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

潜在保育士就職準備金貸付申請者募集要項・・・・・・・・・・2

未就学児保育料一部貸付申請者募集要項・・・・・・・・・・11

申請書等提出先・お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・22

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

【潜在保育士就職準備金貸付申請者募集要項】

1 貸付対象者

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに、茨城県内の保育所等（1ページ【保育所等一覧】参照。以下「保育所等」という。）に新たに勤務した保育士で、次の（1）から（5）すべての要件を満たしている方が対象です。

- （1） 保育士登録後1年以上経過した方、又は保育士養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した方
- （2） 次の施設又は事業を離職後1年以上経過した方、又は勤務経験がない方
 - ①保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第7条）
 - ②家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）
 - ③小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）
 - ④事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）*企業主導型保育事業を含む
 - ⑤幼稚園（学校教育法第1条）
- （3） 保育士（保育教諭）として週20時間以上勤務する方
- （4） 就職後引続き2年間保育士として勤務する意思のある方
- （5） 保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けていない方

【対象とならない人の事例】

- ① 産休・育休から復職した保育士（ただし、妊娠・出産や育児等を理由に保育所等を退職し、1年以上経過してから再び就職する場合は可）
- ② 保育士又は保育士以外の業務に従事した保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育士として勤務する場合
【保育士以外の業務例】調理師、看護師、事務員、子育て支援員、保育補助者 など
- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合
【雇用形態の変更の例】パート契約から正社員への変更 など

2 申請期間

令和5年4月3日(月)～令和6年1月31日(水)【必着】

上記の期間中、随時受け付けます。原則として、就職又は復職後から、就職又は復職した日の属する月の翌々月末※【必着】(下表参照)までに申請してください。

ただし、令和5年12月に就職又は復職した人の申請期限は令和6年1月31日(水)です。

〈令和5年度申請期限〉

就職・復職月	申請期限	就職・復職月	申請期限
令和5年1月	令和5年5月31日(水)	令和5年7月	令和5年9月29日(金)
令和5年2月		令和5年8月	令和5年10月31日(火)
令和5年3月		令和5年9月	令和5年11月30日(木)
令和5年4月	令和5年6月30日(金)	令和5年10月	令和5年12月28日(木)
令和5年5月	令和5年7月31日(月)	令和5年11月	令和6年1月31日(水)
令和5年6月	令和5年8月31日(木)	令和5年12月	

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日までです。

※各期限日必着(厳守)で申請書類を提出してください。

※不備等により期限までに申請書類がすべて揃わなかった場合は受理できませんので予めご了承ください。

また、予算上限に達した場合は受付を終了させていただく場合があります。

3 貸付金額

一人1回限り **40万円以内** (1点3万円を超えるものは領収書等を提出してください)

※無利子です。

【就職準備金の対象経費の例】 ※就職するために必要とする一時的な費用で、
原則として勤務開始2か月前から勤務開始月までに要したもの

- ・子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- ・保育所等での就職(復職)にあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・保育所等で使用する被服費
- ・保育所等への就職によって転居を伴う場合における転居費用
- ・転居先の賃貸物件を契約した際の礼金や仲介手数料
- ・保育所等へ通勤するために必要な自転車等を新たに購入する費用
- ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用(保育料等を除く)

4 連帯保証人

申請時に、連帯保証人を1名立てていただきます。

日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立の生計を営む成人です。

市町村県民税非課税の方は連帯保証人にはなれません。

5 申請方法

下表の1から7の書類を揃えて、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

<申請に必要な書類等>

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	潜在保育士就職準備金 貸付申請書 ※A4両面	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> 申請者記入欄・連帯保証人予定欄は申請者本人の自筆により楷書で記入してください。 証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ※連帯保証人が1名必要です。日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立した生計を営む成人です。市町村県民税（住民税）非課税の方は連帯保証人にはなれません。
2	世帯全員の住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の世帯全員の住民票の原本（3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。
3	雇用証明書	第5号様式	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先の保育所等で作成してもらってください。
4	保育士証の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> 旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 ただし、間に合わない場合は、保育士証書換え交付申請書の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。
5	就職準備金使途内訳書	別記様式 1-① 1-②	<ul style="list-style-type: none"> 申請額が1点3万円を超えるものは領収書等を添付してください。 別記様式1-②に詳しく記入してください。
6	連帯保証人の ・所得証明書 ・市町村県民税課税証明書	市町村が発行するもの	<ul style="list-style-type: none"> 原本で提出 3か月以内に発行されたもの 所得額及び市町村県民税が課税されていることがわかる場合は、どちらか1部を提出してください。
7	・個人情報の取扱同意書 ※A4両面	別記様式	

6 貸付決定及び貸付契約

審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付できない場合があります。)

貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、指定した期間内に各自来所して提出してください。

7 貸付金の交付

振込口座申込書の金融機関口座へ一括で振込みます。

8 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ・ 貸付を受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 心身の故障のため、就業を継続する見込みがないとき
- ・ 退職したとき
- ・ その他貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

9 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から1年以内に月賦、半年賦の均等払、又は一括払の方法により返還していただきます。

- ・ 貸付契約が解除されたとき
- ・ 保育所等で保育士の業務に従事しなかったとき、又は従事する意思がなくなったとき
- ・ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※返還期限までに返還をしなかったときは、年3.0パーセントの延滞利子が発生します。

10 返還の免除

県内の保育所等において保育士として引続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

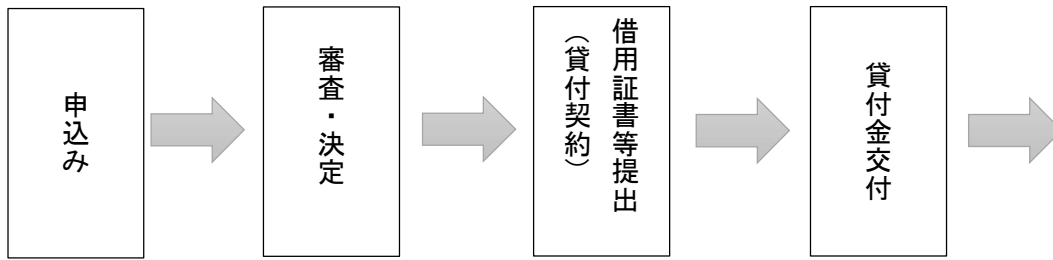
11 その他

申請後、何らかの事情により貸付が不要となった場合は、貸付辞退届を提出してください。

申請後に、申請内容についてお問合せをする場合があります。

TEL 029-350-8366（県社協 貸付担当者直通番号）を登録してください。

12 申込みからの流れ

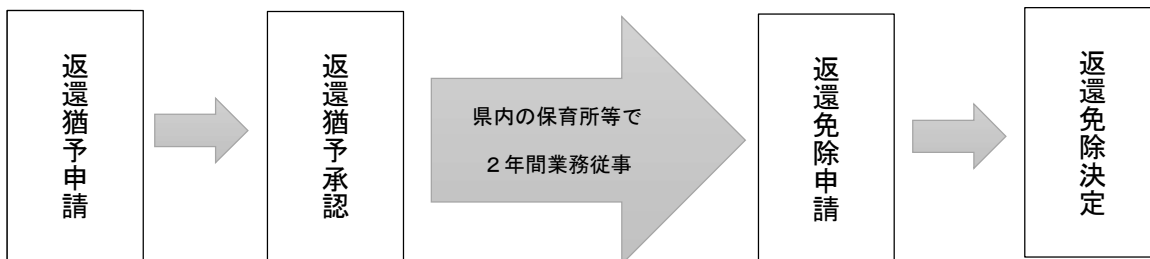


※必要な書類を全て揃えて申請してください。

※書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間約1か月程度を要します。

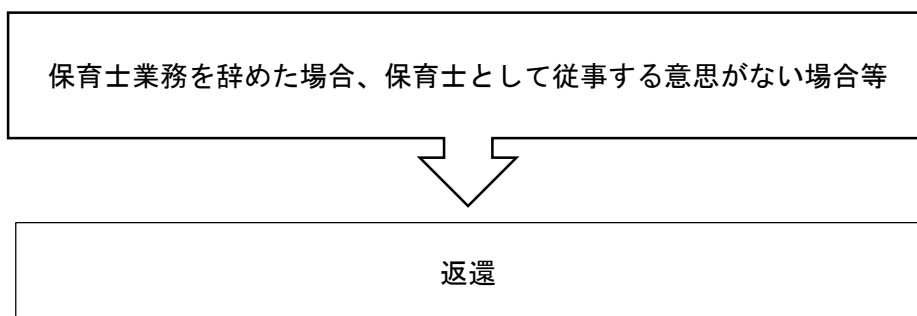
※指定した期間内に各自來所し、貸付契約を締結してください。

※貸付金は一括で指定の口座に振込みます。



※保育士として従事している間、返還を猶予します。

※保育士として2年間引続き従事した場合は、返還免除の申請をしてください。



※転職・転居等の変更事由が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

13 Q & A

Q 1 就職内定を得ましたが、まだ勤務はしていません。申込むことはできますか。

A 1 勤務を開始してからのお申込みとなります。

Q 2 産休・育休から復職した場合は、申請できますか。

A 2 産休・育休からの復職の場合は該当になりません。しかし、出産・育児を理由に一度退職し、離職期間が1年以上の場合は申請可能です。

Q 3 「週 20 時間以上」とはどのようなものですか。

A 3 年間の勤務時間が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。

例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上など、実態として20時間以上になっているか、勤務先に確認してください。

Q 4 正社員として勤務しないと貸付は受けられないですか。

A 4 週 20 時間以上保育士又は保育教諭として従事していれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

Q 5 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

A 5 転職は可能です。

貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続していることが必要です。月を単位として1か月以上期間が空くと「引続き2年間業務従事」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまいますのでご注意ください。

Q 6 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A 6 保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出してください。ただし、変更にかかる時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。

Q 7 潜在保育士就職準備金貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。

A 7 他の都道府県で同様の貸付を受けた人は、対象となりません。ただし、県社協が実施する「未就学児保育料一部貸付制度」を同時に申請できます。

Q 8 勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになりました。
どうしたらよいですか。

A 8 この貸付制度は原則として、就職又は復職後2年間、保育士（保育教諭）として業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付金を申請する前に、ご家族とよく相談してください。

万が一、勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになり、貸付要件を満たすことができなくなった場合は、貸付金は返還となります。

Q 9 貸付金の使途を証明する領収書などの提出は必要ですか。

A 9 貸付金の使途などを確認させていただくことがありますので、レシート、領収書、明細書等は保管しておいてください。また、申請額が1点3万円を超える場合は領収書等を添付してください。

潜在

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

令和5年度潜在保育士就職準備金貸付申請チェックリスト

保育所等 _____ 氏名 _____

【記載内容確認チェック】

	内容	チェック	備考
1	第3号様式	すべて記入した	申請者が 直筆すること
2	【申請者記入欄】	押印した	
3	【連帯保証人予定欄】	申請金額は正しい	

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

	内容	チェック	備考
1	申請チェックリスト（本紙）	<input type="checkbox"/>	
2	第3号様式（潜在保育士就職準備金貸付申請書）	<input type="checkbox"/>	A4両面
3	申請者の世帯全員の住民票（世帯主・続柄の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの）	<input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内
4	第5号様式（雇用証明書）	<input type="checkbox"/>	保育所等で作成
5	保育士証の写し（現姓名分）	<input type="checkbox"/>	5か6 どちらか
6	保育士証の写し（旧姓名分） 変更手続き用紙両面（裏面領収書あり）の写し	<input type="checkbox"/>	
7	別記様式（就職準備金使途内訳書）	<input type="checkbox"/>	1-① 1-②
8	連帯保証人 所得証明書 市町村県民税課税証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内 (所得額及び市町村 県民税が課税され ていることがわか るものであれば、ど ちらか1部)
9	個人情報の取扱同意書	<input type="checkbox"/>	A4両面

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会にて、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。
- ・同時に未就学児保育料一部貸付を申請する場合も、それぞれに書類の添付が必要です。

【未就学児保育料一部貸付申請者募集要項】

1 貸付対象者

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに、茨城県内の保育所等（1ページ【保育所等一覧】参照。以下「保育所等」という。）に新たに勤務した又は産休・育休から復帰した未就学児をもつ保育士で、次の(1)から(4)すべての要件を満たしている方が対象です。

- (1) 貸付の申請時までに子どもの保育所等の利用が決定している方
※認可外の保育所等は該当しません。ただし、企業主導型保育施設、認証保育園は対象です。
- (2) 保育士又は保育士以外の業務に従事した保育所等を退職後 1か月以上経過した方、又は保育所等に勤務経験がない方、又は産休・育休から復帰する方
- (3) 保育士（保育教諭）として 週20時間以上勤務する方
- (4) 就職（復帰）後引き続き2年間保育士として勤務する意思のある方

【対象とならない人の事例】

- ・勤務先を変更（転職）したが、実態として雇用が月単位で継続されている場合
- ・保育士又は保育士以外の業務に従事した保育所等を退職し、1か月以上経過しないうちに保育士として勤務する場合
【保育士以外の業務例】調理師、看護師、事務員、子育て支援員、保育補助者 など
- ・契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ・雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合
【雇用形態の変更の例】パート契約から正社員への変更 など

2 申請期間

令和5年4月3日(月)～令和6年1月31日(水)【必着】

上記の期間中、随時受け付けます。原則として、就職又は復帰後から、就職又復帰した日の属する月の翌々月末*【必着】(下表参照)までに申請してください。

ただし、令和5年12月に就職又は復帰した人の申請期限は令和6年1月31日(水)です。

〈令和5年度申請期限〉

就職・復帰月	申請期限	就職・復帰月	申請期限
令和5年1月	令和5年5月31日(水)	令和5年7月	令和5年9月29日(金)
令和5年2月		令和5年8月	令和5年10月31日(火)
令和5年3月		令和5年9月	令和5年11月30日(木)
令和5年4月	令和5年6月30日(金)	令和5年10月	令和5年12月28日(木)
令和5年5月	令和5年7月31日(月)	令和5年11月	令和6年1月31日(水)
令和5年6月	令和5年8月31日(木)	令和5年12月	

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日までです。

※各期限日必着(厳守)で申請書類を提出してください。

※不備等により期限までに申請書類がすべて揃わなかった場合は受理できませんので予めご了承ください。

また、予算上限に達した場合は受付を終了させていただく場合があります

3 貸付期間・貸付金額

就職又は復帰した月から1年以内

1か月あたりの未就学児の保育料の半額（月額上限 27,000 円）

※無利子です。

※市町村が発行する保育料決定通知書等で、保育料の金額が確認できるものに限りです。

※自己負担額のみ対象となります。保育料の減免や返還があった場合は、それらを除いた額の半額を貸付します。

※貸付期間中に保育料の金額が変更になった場合は、貸付金額も変更します。

【貸付金の対象とならないもの】

- ・一時預かり、病児保育に係る保育料
- ・私学助成の幼稚園の利用料金
- ・認可外保育所に係る保育料
- ・保育所の延長保育の料金
- ・幼稚園の預かり保育の料金
- ・保育形態が不適正な保育に係る利用料金 など

※企業主導型保育施設及び認証保育園は対象です。
保育料のわかるもの（領収証等）を添付してください。

【貸付金額の例】

① 未就学児が2名いて、1か月あたりの保育料が1人目 18,000 円、2人目 42,000 円の場合

- ・1か月あたり保育料 $18,000 \text{ 円} + 42,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円}$
- ・貸付金額 保育料の半額 $60,000 \text{ 円} \times 1/2 = 30,000 \text{ 円}$ (>27,000 円)
→上限 27,000 円 $\times 12 \text{ か月} = 324,000 \text{ 円}$

② 未就学児が3名いて、1か月あたりの保育料が1人目 5,500 円、2人目 12,000 円、3人目無料（0 円）の場合

- ・1か月あたり保育料 $5,500 \text{ 円} + 12,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 17,500 \text{ 円}$
- ・貸付金額 保育料の半額は 27,000 円以内なので、 $17,500 \text{ 円} \times 1/2 \times 12 \text{ か月} = 105,000 \text{ 円}$

※いずれの場合も、貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、その都度貸付金額は変更となります。
(変更契約等を行います。)

4 連帯保証人

申請時に、連帯保証人を1名立てていただきます。

日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立の生計を営む成人です。

市町村県民税非課税の方は連帯保証人にはなれません。

5 申請方法

下表の1から7の書類を揃えて、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

<申請に必要な書類等>

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	未就学児保育料一部 貸付申請書 ※A4両面	第2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者記入欄・連帯保証人予定欄は申請者本人の自筆により楷書で記入してください。 ・証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ※連帯保証人が1名必要です。日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立した生計を営む成人です。市町村県民税（住民税）が非課税の方は連帯保証人にはなれません。
2	世帯全員の住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の世帯全員の住民票の原本（3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。
3	雇用証明書	第5号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の保育所等で作成してもらってください。
4	保育士証の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 ただし、間に合わない場合は、保育士証書換え交付申請書の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。
5	未就学児の保育料を 確認できる書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等発行の保育料決定通知書等の写し
6	連帯保証人の ・所得証明書 ・市町村県民税課税証明書	市町村が発 行するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原本で提出 ・3か月以内に発行されたもの ・所得額及び市町村県民税が課税されていることがわかる場合は、どちらか1部を提出してください。
7	個人情報の取扱同意書 ※A4両面	別記様式	

6 貸付決定及び貸付契約

審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付できない場合があります。)

貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、指定した期間内に各自来所して提出してください。

7 貸付金の交付

振込口座申込書の金融機関口座へ振込みます。

振込みは原則として年4回

(6月：4～6月分、10月：7～9月分、12月：10～12月分、3月：1～3月分)

⑨貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、貸付金額も変更となります。

(変更契約等を行いますので、保育料の改定や減免等により保育料の変更があった場合は、必ずすぐに市町村発行の保育料決定通知書等の写しを提出してください。)

8 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ・ 貸付を受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 心身の故障のため、就業を継続する見込みがないとき
- ・ 退職したとき
- ・ その他貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

9 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（最長2年以内）に、月賦、半年賦の均等払、又は一括払の方法により返還していただきます。

- ・ 貸付契約が解除されたとき
- ・ 保育所等で保育士の業務に従事しなかったとき、又は従事する意思がなくなったとき
- ・ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※返還期限までに返還をしなかったときは、年3.0パーセントの延滞利子が発生します。

10 返還の免除

県内の保育所等において保育士として引続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

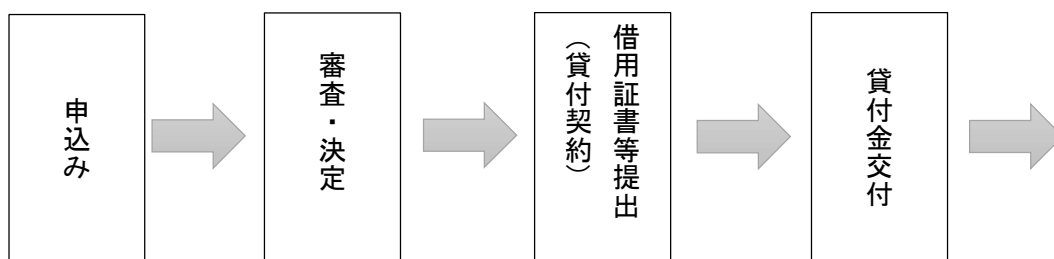
11 その他

申請後、何らかの事情により貸付が不要となった場合は、貸付辞退届を提出してください。

申請後に、申請内容についてお問合せをする場合があります。

TEL 029-350-8366（県社協 貸付担当者直通番号）を登録してください。

12 申込みからの流れ

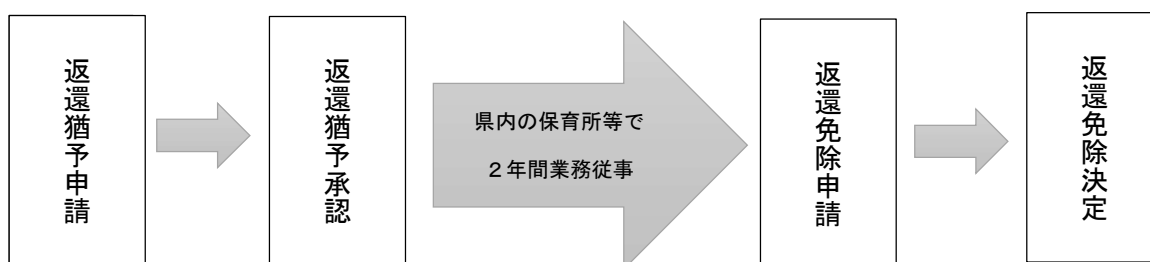


※必要な書類を全て揃えて申請してください。

※書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間約1か月程度を要します。

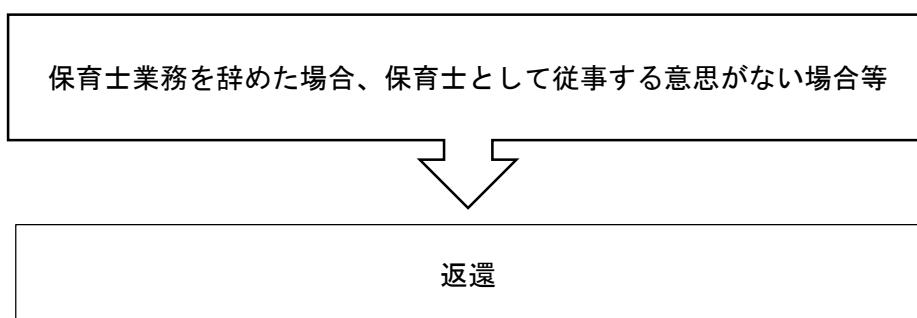
※指定した期間内に各自来所し、貸付契約を締結してください。

※貸付金は原則として年4回に分けて指定の口座に振込みます。



※保育士として従事している間、返還を猶予します。

※保育士として2年間引続き従事した場合は、返還免除の申請をしてください。



※転職・転居等の変更事由が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

13 Q & A

Q 1 就職内定を得ましたが、まだ勤務はしていません。申込むことはできますか。

A 1 勤務を開始してからのお申込みとなります。

Q 2 産休・育休から復帰した場合は、申請できますか。

A 2 産休・育休から復帰した方も申請可能です。

Q 3 「週 20 時間以上」とはどういうものですか。

A 3 年間の勤務時間が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。

例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上など、実態として20時間以上になっているか、勤務先に確認してください。

Q 4 正社員として勤務しないと貸付は受けられないですか。

A 4 保育士又は保育教諭として、週 20 時間以上従事しているのであれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

Q 5 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

A 5 転職は可能です。

貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続していることが必要です。月を単位として1か月以上期間が空いてしまいますと「引続き2年間業務従事」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまいますのでご注意ください。

Q 6 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A 6 保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出してください。ただし、変更時間に時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。

Q 7 未就学児保育料一部貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。

A 7 他の都道府県で同様の貸付を受けた人は、対象となりません。

保育料の自己負担分のみ対象となりますので、市町村の保育料助成等を受け、自己負担が無い方は申請できません。(助成制度は市町村によって異なりますので、各市町村にお問合せください。)

ただし、県社協が実施する「潜在保育士就職準備金貸付制度」を同時に申請できません。

Q 8 勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになりました。

どうしたらよいですか。

A 8 この貸付制度は原則として、就職又は復職後2年間、保育士(保育教諭)として業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付金を申請する前に、ご家族とよく相談してください。万が一、勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになり、貸付要件を満たすことができなくなった場合は、貸付金は返還となります。

Q 9 未就学児保育料の一部は、保育所等で働けばもらえるのですか。

A 9 この制度は、保育料の半額を貸付けるもので、給付するものではありません。勤務を開始した日から引続き2年間保育所等で勤務すると、貸付金の返還が免除されます。退職したとき等は、貸付金を返還していただきます。

Q10 未就学児の子どもが2人以上いる場合の申請はどのようにすればよいですか。

A10 保育士1人に対する保育料(上限27,000円)の貸付となります。よって子どもの人数に制限はありません。

Q11 第1子、第2子は保育料がかかっているが、第3子は0円でも申請書に記入した方がよいですか。

A11 認可保育園等に在園されているお子さんは全員記入してください。また、0円のお子さんの市町村が発行する保育料決定通知書等も添付してください。(無償化対象のお子さんも含め、全員分の書類が必要となります。)

Q12 第1子は保育所に預けているが、第2子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し、数か月先に入所させようと考えています。どのように申請したらいいですか。

A12 申請するときに子どもの保育所等利用が決定している必要があります。保育所を利用している第1子の保育料の申請は可能ですが、保育所を利用していない第2子が、数か月後に利用する保育料の申請はできません。ただし、保育所の利用を申し込んでも、「空きがない」など定数上の理由から、利用が困難な場合で市町村が発行する保育所等利用不承認の通知が届いている場合は、県社協にご相談ください。

未就学

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

令和5年度未就学児保育料一部貸付申請チェックリスト

保育所等

氏名

【記載内容確認チェック】

内容		チェック	備考
1	第2号様式 【申請者記入欄】 【連帯保証人予定欄】	すべて記入した	申請者が 直筆すること
2		押印した	
3		未就学児の状況を記載した	
4		申請金額は正しい	
5		家族の状況等を記載した	

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	申請チェックリスト(本紙)	<input type="checkbox"/>	
2	第2号様式(未就学児保育料一部貸付申請書)	<input type="checkbox"/>	A4両面
3	申請者の世帯全員の住民票(世帯主・続柄の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)及び本籍地の記載がないもの)	<input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内
4	第5号様式(雇用証明書)	<input type="checkbox"/>	保育所等で作成
5	保育士証の写し(現姓名分)	<input type="checkbox"/>	5か6 どちらか
6	保育士証の写し(旧姓名分) 変更手続き用紙両面(裏面領収書あり)の写し	<input type="checkbox"/>	
7	未就学児の保育料を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	
8	連帯保証人 所得証明書 市町村県民税課税証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内 (所得額及び市町村 県民税が課税され ていることがわか るものであれば、 どちらか1部)
9	個人情報の取扱い同意書	<input type="checkbox"/>	A4両面

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会にて、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。
- ・同時に潜在保育士就職準備金貸付を申請する場合も、それぞれに書類の添付が必要です。

申請書等提出先・お問い合わせ先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング
福社会館3階

TEL：029-350-8366 / FAX：029-244-4652

（平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。